KDDI Area Ethernet (CTC) サービス契約約款

令和6年2月1日

KDDI株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義
- 第2章 KDDI AreaEthernet (CTC) サービスの提供区域
 - 第4条 KDDI AreaEthernet (CTC) サービスの提供区域

第3章 契約

- 第5条 KDDI AreaEthernet (CTC) サービスの品目等
- 第6条 契約の単位
- 第7条 共同契約
- 第8条 アクセス回線の終端
- 第9条 収容区域及び加入区域
- 第10条 KDDI AreaEthernet (CTC)契約申込の方法
- 第11条 KDDI AreaEthernet (CTC)契約申込の承諾
- 第12条 最低利用期間
- 第13条 品目等の変更
- 第14条 アクセス回線の移転
- 第15条 第1種アクセス回線の異経路
- 第16条 その他の契約内容の変更
- 第17条 利用の一時中断
- 第18条 利用権の譲渡の禁止
- 第19条 契約者が行うKDDI AreaEthernet (CTC)契約の解除
- 第20条 当社が行うKDDI AreaEthernet (CTC)契約の解除
- 第21条 その他の提供条件

第4章 契約者回線群の設定等

- 第22条 契約者回線群の設定
- 第23条 契約者回線群の変更等
- 第24条 契約者回線群の廃止

第5章 付加機能

- 第25条 付加機能の提供
- 第25条の2 付加機能の最低利用期間
- 第25条の3 付加機能の変更
- 第26条 付加機能の廃止

第6章 端末設備の提供等

- 第27条 端末設備の提供
- 第28条 端末設備の移転
- 第29条 端末設備の利用の一時中断

第7章 回線相互接続 第30条 当社又は他社の電気通信回線の接続

第8章 利用中止等 第31条 利用中止 第32条 利用停止

第9章 通信等 第33条 通信利用の制限等

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用 第34条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

第35条 定額利用料の支払義務

第36条 工事費の支払義務

第37条 線路設置費の支払義務

第38条 設備費の支払義務

第3節 料金の計算等

第39条 料金の計算方法等

第40条 料金等支払いの連帯責任

第4節 割増金及び遅延損害金

第41条 割増金

第42条 遅延損害金

第11章 保守

第43条 契約者の維持責任

第44条 契約者の切分責任

第45条 修理又は復旧の順位

第12章 損害賠償

第46条 責任の制限

第47条 免責

第13章 雑則

第48条 承諾の限界

第49条 利用に係る契約者の義務

第50条 他人に使用させる場合の契約者の義務

第50条の2 契約者に係る情報の取得

第50条の3 契約者に係る情報の利用

第51条 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等

第52条 技術的事項及び技術資料の閲覧

第53条 法令に規定する事項

第54条 閲覧

第55条 附帯サービス

別記

料金表

通則

第 1 表 KDDI AreaEthernet (CTC) サービスの料金

第2表 工事に関する費用

第3表 附帯サービスに関する料金

別表 基本的な技術的事項

附則

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条 当社はこのKDDI Area Ethernet (CTC) サービス契約約款(以下「約款」といいます。) を定め、これによりKDDI Area Ethernet (CTC) サービス(当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。) を提供します。
 - (注) 本条のほか、当社は、KDDI Area Ethernet(CTC)サービスに附帯するサービス (当社が 別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。) をこの約款により提供 します。

(約款の変更)

- 第2条 当社は、民法の定めに従い、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、所定のホームページその他相当の方法で周知するものとし、変更後の本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
- 2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サービ ス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、 その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 イーサネット収容網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
4 削除	削除
5 KDDI Area Ethe rnet (CTC) サー ビス	イーサネット収容網を使用して行う電気通信サービス
6 KDDI Area Ethe rnet (CTC) サー ビス取扱局	中部テレコミュニケーション株式会社のイーサネット 網サービス契約約款に定めるイーサネット網サービス 取扱局
7 KDDI Area Ethe rnet (CTC) サー ビス取扱所	KDDI Area Ethernet (CTC) サービスに関する業務を行う当社の事務所
8 収容局設備	イーサネット収容網に所属するKDDI Area Ethernet (C TC) サービス取扱局に設置される電気通信設備

9	KDDI Area Ethe	当社からKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供を		
r	net (CTC) 契約	受けるための契約		
10	契約者	当社とKDDI Area Ethernet (CTC) 契約を締結している		
		者		
11	第1種アクセス	KDDI Area Ethernet (CTC) 契約に基づいて収容局設備		
	可線	と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電		
		気通信設備		
12	第2種アクセス	KDDI Area Ethernet (CTC) 契約に基づいて収容局設備		
	回線	とその収容局設備が設置されているKDDI Area Etherne		
		t(CTC)サービス取扱局内の当社が指定する場所との		
		間に設置される電気通信設備		
13	アクセス回線	第1種アクセス回線又は第2種アクセス回線		
14	アクセス回線等	第1種アクセス回線及び当社が設置する第1種アクセ		
		ス回線に係る端末設備		
15	削除	削除		
16	削除	削除		
17	削除	削除		
18	契約者回線群	イーサネット収容網を使用して相互に通信を行うこと		
		のできるアクセス回線により構成される回線群		
19	削除	削除		
20	削除	削除		
21	端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備で		
		あって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所		
		と同一構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は		
		同一の建物内であるもの		
22	自営端末設備	契約者が設置する端末設備		
23	自営電気通信設	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であ		
信		つて、端末設備以外のもの		
24	技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末		
0.5	까 # ty to th to	設備等の接続の技術的条件		
25	消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法		
		令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税		
		法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規		
		定に基づき課税される地方消費税の額		

第2章 KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供区域

(KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供区域)

- 第4条 当社のKDDI Area Ethernet (CTC) サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。
- 2 当社は、当社が指定するKDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第3章 契約

(KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの品目等)

第5条 KDDI Area Ethernet (CTC) サービスには、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの料金)に規定する品目、保守の態様による細目及びプランがあります。

(契約の単位)

第6条 当社は、アクセス回線1回線ごとに1のKDDI Area Ethernet (CTC) 契約を締結します。

(共同契約)

- 第7条 当社は、1のアクセス回線について、契約者が2人以上となるKDDI Area Ethernet (CTC) 契約(以下「共同契約」といいます。)を締結します。
- 2 前項の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(アクセス回線の終端)

- 第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを第1種アクセス回線の終端とします。
- 2 当社は、KDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱局内の当社が指定する地点に電気通信 設備を設置し、これを第2種アクセス回線の終端とします。
- 3 当社は、前2項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(収容区域及び加入区域)

- 第9条 当社は、料金表第1表(料金)に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。
- 2 当社は、当社が指定するKDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱所においてその収容区 域及び加入区域を閲覧に供します。

(KDDI Area Ethernet (CTC) 契約申込の方法)

- 第10条 KDDI Area Ethernet (CTC) 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をKDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱所に提出していただきます。
 - (1) KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの品目、保守の態様による細目及びプラン
 - (2) アクセス回線の終端の設置場所
 - (3) 所属する契約者回線群
 - (4)削除
 - (5)削除
 - (6) その他KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの内容を特定するため必要な事項

(KDDI Area Ethernet (CTC) 契約申込の承諾)

- 第11条 当社は、KDDI Area Ethernet (CTC) 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのKDDI Area Ethernet (CTC) 契約

の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) アクセス回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) KDDI Area Ethernet (CTC) 契約の申込みをした者がKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 第22条(契約者回線群の設定)に規定する契約者回線群がないとき。
- (4)削除
- (5)削除
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

- 第12条 KDDI Area Ethernet (CTC) サービスについては、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 契約者は、前項の最低利用期間内にKDDI Area Ethernet (CTC) 契約の解除、第13条(品目等の変更)に規定する品目等の変更又は第14条(アクセス回線の移転)に規定するアクセス回線の移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。

(品目等の変更)

- 第13条 契約者は、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの品目、保守の態様による細目及び プランの変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第11条 (KDDI Area Ethernet (CTC) 契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(アクセス回線の移転)

- 第14条 契約者は、アクセス回線の移転の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第11条(KDDI Area Ethernet (CTC) 契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(第1種アクセス回線の異経路)

第15条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その 第1種アクセス回線を通常の経路以外の当社が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。

(その他の契約内容の変更)

- 第16条 当社は、契約者から請求があったときは、第10条 (KDDI Area Ethernet (CTC) 契約申込の方法) 第6号に規定する契約内容の変更を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第11条(KDDI Area Ethernet (CTC) 契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(利用の一時中断)

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの利用の一時中断(そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行い

ます。

(利用権の譲渡の禁止)

第18条 利用権(契約者がKDDI Area Ethernet (CTC) 契約に基づいてKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供を受ける権利をいいます。) は、譲渡することができません。

(契約者が行うKDDI Area Ethernet (CTC) 契約の解除)

第19条 契約者は、KDDI Area Ethernet (CTC) 契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめKDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱所に書面により通知して頂きます。

(当社が行うKDDI Area Ethernet (CTC) 契約の解除)

- 第20条 当社は、次の場合には、そのKDDI Area Ethernet (CTC) 契約を解除することがあります。
 - (1) 第32 条 (利用停止) の規定によりKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないとき。
 - (2) そのKDDI Area Ethernet (CTC) 契約に係る契約者回線群について、第24条(契約者回線群の廃止)に規定する契約者回線群の廃止があった場合であって、第23条(契約者回線群の変更等)第1項に規定する所属先の変更の請求を行わないとき。
- 2 当社は、契約者が第32条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの利用停止をしないでそのKDDI Area Ethernet (CTC) 契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、そのKDDI Area Ethernet (CTC) 契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第21条 KDDI Area Ethernet (CTC) 契約に関するその他の提供条件については、別記2及び 3に定めるところによります。

第4章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定)

- 第22条 KDDI Area Ethernet (CTC) 契約の申込みをする者は、所属する契約者回線群を指定していただきます。
- 2 前項の場合において、当社は、その契約者回線群に係る回線群代表者(その契約者回線群 に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者 をいいます。以下同じとします。)の承諾が得られない場合を除いて、その申込みに係るア クセス回線をその指定のあった契約者回線群に設定します。
- 3 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者を指定して、KDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者 回線群識別番号(契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じと します。)を付与します。
- 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(契約者回線群の変更等)

- 第23条 契約者(回線群代表者を除きます。)は、現に所属する契約者回線群から他の契約者 回線群へ、契約者回線群の変更の請求を行うことができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第22条(契約者回線群の設定)の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 契約者は、その契約者回線群に所属する他の全ての契約者の承認をもって、回線群代表者 を同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

(契約者回線群の廃止)

- 第24条 当社は、次の場合には、契約者回線群を廃止します。
 - (1)回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の請求があったとき。
 - (2)回線群代表者に係る契約者回線について、契約の解除があった場合であって、第23条(契約者回線群の変更等)第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
 - (3)その契約者回線群に所属するアクセス回線がなくなったとき。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

- 第25条 当社は、契約者から請求があったときは、そのKDDI Area Ethernet (CTC) 契約について、次の場合を除き、料金表第1表(料金)に定めるところにより付加機能を提供します
 - (1)付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能利用料の支払いを現に怠り、又は怠るお それがあるとき。
 - (2)付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等イーサネット網サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき。

(付加機能の最低利用期間)

- 第25条の2 当社が別に定める付加機能については、料金表第1表(料金)に定めるところにより最低利用期間があります。
- 2 前項の最低利用期間は、その付加機能の提供を開始した日から起算して1年間とします。
- 3 当社が別に定める付加機能の提供を請求した契約者は、前項の最低利用期間内に付加機能 の廃止又は付加機能の区分の変更があった場合は、当社が定める期日までに料金表第1表(料金)に規定する額を支払っていただきます。
- (注)本条の当社が別に定める付加機能とは、料金表第1表に定める優先制御機能をいいます。

(付加機能の変更)

- 第25条の3 当社が別に定める付加機能に係る契約者は、当社が別に定める付加機能の品目又は細目の変更の請求をすることができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第25条(付加機能の提供)の規定に準じて取り扱います。
- (注)本条の当社が別に定める付加機能とは、料金表第1表に定める優先制御機能をいいます。

(付加機能の廃止)

- 第26条 当社は、次の場合には付加機能を廃止します。
 - (1) その付加機能の提供を受けている契約者から、KDDI Area Ethernet (CTC) 契約の解除 又は付加機能の廃止の申し出があったとき。
 - (2)料金表第1表に定める付加機能の提供条件を満たさなくなったとき。
 - (3) 当社は、料金表第1表(料金)に別段の定めがあるときは、その付加機能の利用の廃止を行うことがあります。

第6章 端末設備の提供等

(端末設備の提供)

- 第27条 当社は、契約者から請求があったときは、その第1種アクセス回線について料金表第 1 表 (料金) に定めるところにより端末設備を提供します。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第11条 (KDDI Area Ethernet (CTC) 契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(端末設備の移転)

- 第28条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第11条 (KDDI Area Ethernet (CTC) 契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(端末設備の利用の一時中断)

- 第29条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断 (その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。 以下同じとします。)を行います。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、第11条 (KDDI Area Ethernet (CTC) 契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

- 第30条 契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信 設備を介して、そのアクセス回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信 回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称 、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続 の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をKDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する 当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるとき を除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線 により行う通信について、その品質を保証しません。

第8章 利用中止等

(利用中止)

- 第31条 当社は、次の場合には、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第33条(通信利用の制限等)の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。 ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(利用停止)

- 第32条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間(そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの料金その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの料金、工事に関する費用、附帯サービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの利用を停止することがあります。
 - (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第49 条(利用に係る契約者の義務)又は第50条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (3) 当社の承諾を得ずに、アクセス回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電 気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通 信回線を接続したとき。
 - (4) アクセス回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備をアクセス回線から取りはずさなかったとき。
- 2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第9章 通信等

(通信利用の制限等)

第33条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

秩序の維持に直接関係がある機関

防衛に直接関係がある機関

海上の保安に直接関係がある機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信役務の提供に直接関係がある機関

電力の供給に直接関係がある機関

水道の供給に直接関係がある機関

ガスの供給に直接関係がある機関

選挙管理機関

別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたとき、通信が相手先に着信しないことがあります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第34条 当社が提供するKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの料金は、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの料金) に定めるところによります。
- 2 当社が提供するKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。
- (注)本条第1項に規定する料金は、当社が提供するKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの 態様に応じて、付加機能使用料を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

- 第35条 契約者は、そのKDDI Area Ethernet (CTC) 契約に基づいて当社がKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供を開始した日 (付加機能の提供についてはその提供を開始した日) から起算して契約の解除があった日 (付加機能についてはその廃止があった日) の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、、定額利用料 (料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの料金) に規定する料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。) の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等によりKDDI Area Ethernet (CTC) サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。
- (1)次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。 ア 利用の一時中断をしたとき。
 - イ 利用停止があったとき。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、KDDI Area Ethern et (CTC) サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区別

1 契約者の責めによらない理由により、 そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスを全く利用できない状態 (その契約に 係る電気通信設備による全ての通信に にい支障が生じ、全く利用できない状態 と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合 (2欄から3欄までに場合 を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間(保守の態様による細目について、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合はその時間とします。)以上その状態が連続したとき。

支払いを要しない料金

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)に対応に対応で同じとします。)に対応でるそのKDDI Area Ethernet(CTC)サービス(そのKDDI Area Ethernet(CTC)サービスの一部を部に限ります。以下この欄においてのにとします。)についての定利用料

2 当社の故意又は重大な過失によりその KDDI Area Ethernet (CTC) サービスを 全く利用できない状態が生じたとき。 そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのKDDI A rea Ethernet (CTC) サービス (そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。以下この欄において同じとします。)についての定額利用料

3 アクセス回線の移転又は端末設備の移転に伴って、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスを利用できなくなった期間が生じたとき (契約者の都合によりKDDI Area Ethernet (CTC) サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)。

利用できなくなった日から起算し 、再び利用できる状態とした日の 前日までの日数に対応するそのKD DI Area Ethernet (CTC) サービ ス(そのKDDI Area Ethernet (CT C) サービスの一部を利用できな かった場合は、その部分に限りま す。)についての定額利用料

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスに係る料金の扱いについて、料金表第1表(KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの料金) にサービス品質に係る定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

第36条 契約者は、KDDI Area Ethernet (CTC) 契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1(工事費)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その 工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費 用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に 消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

第37条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2(線路設置費)に規定する線路設置費を 支払っていただきます。

ただし、アクセス回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

(1) アクセス回線の終端が区域外(収容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。) となるKDDI Area Ethernet (CTC) 契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

- (2) アクセス回線の終端が区域外にあるアクセス回線について、その品目等の変更の請求を し、その承諾を受けたとき。
- (3) 移転後のアクセス回線の終端が区域外となるアクセス回線の移転(移転後のアクセス回線の終端が移転前のアクセス回線の終端と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。
 -) 又は同一の建物内となるものを除きます。) の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(区域外におけるアクセス回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(設備費の支払義務)

第38条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要するKDDI Area Ethernet (CTC) 契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3(設備費)に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その 工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(解除等を行う前に設備費の支払いを 要することとなっている部分に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担 していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相 当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算方法等)

第39条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

(料金等支払いの連帯責任)

第40条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又 は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 割増金及び遅延損害金

(割増金)

第41条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第42条 契約者は、料金その他の債務(遅延損害金を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数

について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りでありません。

第11章 保守

(契約者の維持責任)

第43条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

- 第44条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備がアクセス回線等に接続されている場合であって、アクセス回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていだきます。
- 2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、KDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理又は復旧の順位)

第45条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第35条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

クヨセル・これらい	エかてれらの機関との励識により定めたものに限ります。		
順位	修理又は復旧する電気通信設備		
	気象機関に設置されるもの		
	水防機関に設置されるもの		
	消防機関に設置されるもの		
	災害救助機関に設置されるもの		
1	秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの		
'	防衛に直接関係がある機関に設置されるもの		
	海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの		
	輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの		
	通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの		
	電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの		
	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの		
	ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの		
	選挙管理機関に設置されるもの		
2	別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社		
	の機関に設置されるもの		
	預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの		
	その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置さ		
	れるもの(第1順位となるものを除きます。)		
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの		

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にそのKDDI A rea Ethernet (CTC) サービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

- 第46条 当社は、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、第35条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスが全く利用できない 状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (第35条第2項第2号の 表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。) に対応するそのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスに係る料金額 (この約款の規定によ り当社が定める料金額 (そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの一部を全く利用できな い状態の場合は、その部分に係る料金額) に限るものとします。) を発生した損害とみなし 、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

(免責)

- 第47条 当社は、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。但し、当社に故意又は重過失がある場合には、この限りではありません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件(以下この条において「技術的条件」といいます。)の規定の変更(KDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。)により、現にアクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第48条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技 術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障がある ときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契 約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第49条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がKDDI Area Ethernet (CTC) 契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り はずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しない こと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若し くは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がKDDI Area Ethernet (CT C) 契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 当社がKDDI Area Ethernet (CTC) 契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者 の注意をもって保管すること。
- (5)違法に、又は公序良俗に反する態様で、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスを利用し ないこと。

なお、当社が別に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反 があるものとみなします。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指 定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

- 第50条 契約者は、当社がKDDI Area Ethernet (CTC) 契約に基づき設置した電気通信設備を 契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。
 - (1)契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかった場合を除 いて、当社がKDDI Area Ethernet (CTC) 契約に基づき設置した電気通信設備を使用する 者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。
 - (2) 契約者は、当社がKDDI Area Ethernet (CTC) 契約に基づき設置した電気通信設備に関 する料金又は工事に関する費用のうち、その設備を使用する者の使用によるものについて も、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。
 - (3) 契約者は、当社が別に定める事項について、そのアクセス回線に接続する自営端末設備 又は自営電気通信設備のうち、そのアクセス回線を使用する者の設置に係るものについて も、当社に対して責任を負っていただきます。
 - (注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げる約款の規定の適用とします

ア 第43条 (契約者の維持責任)

- イ 第44条 (契約者の切分責任)
- ウ 別記5(自営端末設備の接続)
- エ 別記6(自営端末設備に異常がある場合等の検査)
- オ 別記7 (自営電気通信設備の接続)
- カ 別記8(自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者に係る情報の取得)

第50条の2 契約者は、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供にかかわるものの氏名若しくは名称、電気通信番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を当社が取得することを承諾するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

- 第50条の3 当社は、第50条の2に定める契約者に係る情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。
- 2 第50条の2及び前項に定めるほか、本サービスに関して取得した契約者に関する情報の取扱いについては、別途当社の定める「KDDIプライバシーポリシー

(https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/) 」が適用されます。

(契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等)

第51条 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等については、別記4に定めるところ によります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

- 第52条 KDDI Area Ethernet (CTC) サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおり とします。
- 2 当社は、当社が指定するKDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスを利用するうえで参考となる別記11の事項を記載した技術資料 を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

- 第53条 KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。
 - (注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第54条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧 に供します。

(附帯サービス)

第55条 KDDI Area Ethernet (CTC) サービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、 別記12に定めるところによります。

- 1 KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供区域等
 - (1) KDDI Area Ethernet (CTC) サービスは、次に掲げる区域において提供します。

KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供区域

中部テレコミュニケーション株式会社の契約約款に定める提供区域(KDDI Area Etherne t (CTC) サービスに相当する電気通信サービスに係るものに限ります。)と同じとします。

(2) 当社のKDDI Area Ethernet (CTC) サービスは、アクセス回線の終端相互間において提供します。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてKDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1)契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うKDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3)契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの 約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求 書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 契約者からのアクセス回線等の設置場所の提供等

- (1) KDDI Area Ethernet (CTC) 契約に係る第1種アクセス回線等の終端のある構内 (これに 準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社が第1種アクセス回線等及び端末 設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社は、契約者から要請があったときは、当社が別に定めるところによりその第1種ア クセス回線等及び端末設備の設置場所を提供することがあります。
- (3)契約者は、第1種アクセス回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

(1)契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて登録認定機関(事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣の登録を受けた者をいいます。以下

同じとします。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所 定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。 ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2) の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5)契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (6)契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

(1) 当社は、アクセス回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信 サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営 端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあり ます。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

- (2) (1) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められない ときは、契約者は、その自営端末設備をアクセス回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1)契約者は、そのアクセス回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1) の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。 ア その接続が技術基準等に適合しないとき。

イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総 務大臣の認定を受けたとき。

- (3) 当社は、(2) の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3) の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から(4) の規定に準じて取り扱います。
- (6) 契約者は、そのアクセス回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

アクセス回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

10 新聞社等の基準

- 17	11:31	• •
	用語	用 語 の 意 味
1	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社
		(1)政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論
		議することを目的として、あまねく発売されること。
		(2)発行部数が1の題号について、8,000部以上であるこ
		と。
2	放送事業	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の
者		免許を受けた者
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備
		えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するための
		ニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供
		給することを主な目的とする通信社

11 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1)物理的条件
- (2) 電気的条件
- (3) 論理的条件

12 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの支払証明書を発行します。
- (2)契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する手数料の支払いを要します。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がそのKDDI Area Ethernet (CTC) 契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金(以下「月額料金」といいます。)をその利用日数に応じて日割します。
- (1) 暦月の初日以外の日にKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供の開始(端末設備についてはその提供の開始)があったとき。
- (2) 暦月の初日以外の日にKDDI Area Ethernet (CTC) 契約の解除 (付加機能についてはその廃止) があったとき。
- (3) 暦月の初日にKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供の開始(付加機能についてはその提供の開始)を行い、その日にそのKDDI Area Ethernet (CTC) 契約の解除(付加機能についてはその廃止)があったとき。
- (4) 暦月の初日以外の日にKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 第35条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

(端数処理)

4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、そ の端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するKDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5及び6の規定にかかわらず、契約者の承諾を 得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことが あります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に 定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
- (注) 8 に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

9 第35条(定額利用料の支払義務)から第38条(設備費の支払義務)までの規定その他この 約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、こ の約款に定める税抜価格(消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。) に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

ただし、第25条の2 付加機能の最低利用期間 第3項に定める料金、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの遅延損害金及び料金表 第 1 表 KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの料金 1 適 用 (4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用 イに定める料金については、この限りでありません。

(料金等の臨時減免)

- 10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
 - (注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のKDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(実費の算定方法)

11 当社は、この約款に規定する加算額及び設備費のうち別に算定する実費は、次のとおりと します。

(1)加算額

ア 回収すべき金額(年額)は、次の各項目の合計額とします。

① 営 業 費:創設費×営業費率

② 諸 税:創設費×諸税率

③ 報 酬:創設費×報酬額率

イ 収納すべき料金額(月額)は、(1)の方法により算定した回収すべき金額(年額)の 12分の1の額とします。

(2)設備費

設備費の額=物品費+取付費+間接費

	而只 7 15 15 15 16 1	RAIDELINISE		
項目	区 分	算	定 方	法
物品費		購入価格		
取付費	ア 労務費	1 時間当り人件費単金	×延労働時間	左記のア、イ
	イ 消耗品費	消耗品価格に消耗品の 用 を加えたもの	調達に要する	費の合計額
間接費				外に要する全ての経費 定器等の損料、管理費
		等)	ル 飛付貝、劇	た 命守の頂付、官垤負

(料金等の請求)

12 KDDI Area Ethernet (CTC)サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの料金

1 適 用

KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの料金の適用については、第35条(定額利用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区分		内	容	
(1) 収容区域及	ア 当社は	KDDI Ar	ea Ethernet (CTC) サービス取扱局にアク	7
び加入区域の設	セス回線	を収容する	6区域(以下「収容区域」といいます。)	及
定	びその収	容区域のう	うち、特別な料金(線路設置費及び線路に	関
	する加算額)の支払いを必要としないでKDDI Area Ethernet ((
	CTC) サ-	ービスを提	供する区域(以下「加入区域」といいます	
	。)を定			
			(区域は、行政区画、その地域の社会的、)	
	済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等		等	
		て設定しま		
(2) 品目に係る		- •	rea Ethernet (CTC) サービスの料金額を	
料金の適用	1 1		て、次表のとおりアクセス回線の品目を定	Ε
	めます。			
	品			
	上限伝	最低伝	内容	
	送速度	送速度		
	10Mb/s	1Mb/s	上限伝送速度が10Mbit/sまでであっ	
			て、かつ最低伝送速度が1Mbit/sのも	
		OMI: /-	の L 7円 / * * * *	
		2Mb/s	上限伝送速度が10Mbit/sまでであっ	
			て、かつ最低伝送速度が2Mbit/sのも の	
		3Mb/s	上限伝送速度が10Mbit/sまでであっ	
		,	て、かつ最低伝送速度が3Mbit/sのも	
			0	
		5Mb/s	上限伝送速度が10Mbit/sまでであっ	
			て、かつ最低伝送速度が5Mbit/sのも	
			の	
		10Mb/s	上限伝送速度が10Mbit/sまでであっ	
			て、かつ最低伝送速度が10Mbit/sの	
			もの	
	100Mb/	1Mb/s	上限伝送速度が100Mbit/sまでであっ	
	S		て、かつ最低伝送速度が1Mbit/sのも	
			の	
		2Mb/s	上限伝送速度が100Mbit/sまでもの及	
			び最低伝送速度が2Mbit/sのもの	
		3Mb∕s	上限伝送速度が100Mbit/sまでであっ	
			て、かつ最低伝送速度が3Mbit/sのも	

Mb/s
Tombox
D D D D D D D D D D
10Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの 20Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が20Mbit/sのもの 30Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が30Mbit/sのもの 50Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が50Mbit/sのもの 100Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が100Mbit/sのもの 10Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの 10Mb/s 上限伝送速度が10Mbit/sのもの 10Mb/s 上限伝送速度が10Mbit/sのもの 10Mb/s 10M
T、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が20Mbit/sのもの 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が30Mbit/sのもの 100Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が50Mbit/sのもの 100Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が100Mbit/sのもの 10Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの 10Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの
もの 20Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が20Mbit/sのもの 30Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が30Mbit/sのもの 50Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が50Mbit/sのもの 100Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が100Mbit/sのもの 10Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの 10Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの
20Mb/s
て、かつ最低伝送速度が20Mbit/sのもの 30Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が30Mbit/sのもの 50Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が50Mbit/sのもの 100Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が100Mbit/sのもの 1Gb/s 10Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの
もの 30Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が30Mbit/sのもの 50Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が50Mbit/sのもの 100Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が100Mbit/sのもの 10Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの 0
SOMb/s
て、かつ最低伝送速度が30Mbit/sのもの 50Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が50Mbit/sのもの 100Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が100Mbit/sのもの 1Gb/s 10Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの
もの 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が50Mbit/sのもの
50Mb/s
T、かつ最低伝送速度が50Mbit/sのもの 100Mb/s 上限伝送速度が100Mbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が100Mbit/sのもの 1Gb/s 10Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの
もの
100Mb/s
て、かつ最低伝送速度が100Mbit/sのもの 1Gb/s 10Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの
て、かつ最低伝送速度が100Mbit/sのもの 1Gb/s 10Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの
もの 1Gb/s 10Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのもの
1Gb/s 10Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって 、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのも の
、かつ最低伝送速度が10Mbit/sのも の
σ
Zomb/ o Zo
の
30Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって
SOMB/s 工版区と速度が1dbt/s な C C B J C
の
0 100W / LEG / 310V : 1 / + + -
100Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって
Ø
200Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって
の
300Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって
500Mb/s 上限伝送速度が1Gbit/sまでであって
、かつ最低伝送速度が500Mbit/sのも
o o
備考

- 1 契約者が指定することができるアクセス回線の終端の 場所は、当社が別に定めるKDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱局の収容区域内に限ります。
- 2 アクセス回線は、イーサネット収容網が通常状態にある場合に、契約者が指定する最低伝送速度(契約者があらかじめ指定する最低利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。)による通信を行うことができ、かつ網に余裕がある場合に契約者が別に指定する上限伝送速度(契約者があらかじめ指定する利用可能な符号伝送速度をいいます。以下同じとします。)による通信が可能です。
- 3 2の規定にかかわらず、通信の相手先となるアクセス 回線に係る品目が、そのアクセス回線に係る品目より小 さい場合は、その通信の相手先となるアクセス回線に係 る品目までの伝送速度による通信が可能となります。

(3) 細目に係る 料金の適用

当社は、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスに係る料金額を 適用するにあたって、次のとおり保守の態様による細目を定め ます。

ア アクセス回線には、次の保守の態様による細目があります。

クラス	内	容
クラス 1	アクセス回線等に係る	故障の監視を回線単位
	で行わないもの	
クラス 2	クラス 1 以外のもの	

備考

1 クラス2のものについては、第35条(料金の支払義務)第2項第2号の表の1欄中「24時間」とあるのは、「1時間」と読み替えて適用するものとします。

(3)の2 プラン に係る料金の適 用

当社は、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスに係る料金額を適用するにあたって、次のとおりプランを定めます。

プラン	内容
プラン 1	契約者回線群に所属するアクセス回線の終
	端が全て同一の都道府県内にあるもの
プラン2	プラン1以外のもの

(4) 最低利用 期間内に契約 の解除等があった場合の料 金の適用

- ア KDDI Area Ethernet (CTC) サービスには、異経路による ものを除いて最低利用期間があります。
- イ 契約者は、最低利用期間内に次表左欄に定める事由があった場合は、第35条(定額利用料の支払義務)及び料金表通則 1から3までの規定にかかわらず、次表に定める料金の額に ついて、当社が定める期日までに一括して支払っていただき ます。

区 分	支払を要する料金の 額(税抜価格)
1 KDDI Area Ethernet (CTC) 契約の解除があった場合	残余の期間に対応す る回線使用料に相当 する額
 2 KDDI Area Ethernet (CTC) サービスの品目等の変更又は アクセス回線の移転があった 場合(変更前の料金の額から 変更後の料金の額を控除し、 残額がある場合に限ります。 	左欄に定める残額に 残余の期間を乗じて 得た額
備考 2欄の場合に、品目等の変更と 線の設置場所において、契約者回 ea Ethernet (CTC) 契約の解除を	線の新設又はKDDI Ar

て行います。

定は、同時に行う新設等の契約者回線の金額を合算し

- (5) サービス 品質(故障回 復時間)に係 る料金の適用
- 当社は、KDDI Area Ethernet (CTC) サービスに係る契約 者の責めによらない理由により、そのKDDI Area Ethernet (CTC)サービス(付加機能に係るものを除きます)を全く利 用できない状態(そのKDDI Area Ethernet (CTC) 契約に係 る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く 利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この 欄において同じとします。)が生じた場合において、そのこ とを当社が知った時刻(第44条(契約者の切分責任)の規定 によりその契約者が当社に修理の請求をした時刻(その時刻 以前に当社がそのことを知った場合は、その知った時刻とし ます。)とします。)から起算して30分以上その状態が連続 したときは、そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービス (そ のKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの一部を利用できな かった場合は、その部分に限ります。)に係る料金(以下こ の表において「故障回復時間返還料金額」といいます。)を 返還します。

ただし、第31条 (利用中止) 第1項の規定によりKDDI Are a Ethernet (CTC) サービスの利用を中止する場合であって、当社があらかじめその契約者に通知したときは、この限りではありません。 この場合の料金の取扱いについては、第35条 (定額利用料の支払義務) 第2項第2号の規定を適用します。

イ アの規定する故障回復時間返還料金額は、そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスを全く利用できない状態が連続した時点における2 (料金額)に規定する回線使用料及び加算額の合計額(この表の(1)欄から(4)欄までの適用による場合は、適用した後の額とし、以下この欄において「故障回復時間返還基準額」といいます。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

アに規定する状態が連続した時間	料金返還率
30分以上 1 時間未満	3 %
1時間以上2時間未満	10%
2時間以上4時間未満	20%
4時間以上6時間未満	30%
6時間以上8時間未満	4 0 %
8時間以上48時間未満	50%
48時間以上	100%

ウ 当社は、イの規定により算出した故障回復時間返還料金額 の返還にあたっては、次の(ア)又は(イ)の規定により算 出した料金額(以下この表において「故障回復時間返還上限 額」といいます。)を上限として返還します。

(ア) (イ) 以外の場合

その暦月におけるそのKDDI Area Ethernet (CTC) 契約に係る故障回復時間返還基準額(その暦月において料金表通則の4の規定する場合が生じたときは、適用した後の額とします。)の額(第35条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の規定により支払いを要しないこととなる料金額を減じた額とします。)

(イ) その暦月がKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供を開始した暦月であって、そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスの提供を開始した日がその暦月の初日以外の日の場合

その暦月及び翌暦月について、それぞれ(ア)の規定に 準じた方法で算出した料金額の合計額

エ アの場合において、そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスを全く利用できない状態が連続した場合が 1 の暦月(ウの(イ)の規定に該当する場合は、その規定に係る2の暦月とします。以下この欄において同じとします。)において複数回となるときは、当社は、それぞれの故障回復時間返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その故障回復時間返還料金額の合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、故障回復時間返還上限額を返還します。

オ この欄の規定による料金の返還とこの表の(6)欄又は(7)欄 の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の故障 回復時間返還料金額の取扱いについては、(7)欄の規定に定 めるところによります。

(6) サービス 品質(遅延時 間)に係る料 金の適用

ア 当社は、当社が別に定める提供区間において当社が別に定める方法により測定した遅延時間(その区間の一端から送信されたIPパケットがその区間の往復に要する時間をいいます。)の暦月単位での平均時間が20ミリ秒を超えた場合は、1の暦月における2(料金額)に規定する回線使用料(この表の(1)欄から(4)欄までの適用又は料金表通則の4の規定による場合(第35条(定額利用料の支払義務)第2項第2号の規定に係るものを除きます。)は、適用した後の額とします。)に3%を乗じて得た額(以下この表において「遅延時間返還料金額」といいます。)をその契約者に返還します。

ただし、そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスについて、その1の暦月を連続して利用中止又は利用停止があったときは、この限りではありません。

イ この欄の規定による料金の返還とこの表の(5)欄又は(7)欄 の規定による料金の返還を1の暦月に同時に行う場合の遅延 時間返還料金額の取扱いについては、(7)欄の規定に定めるところによります。

(7) サービス 品質(稼働率)に係る料金 の適用

- ア 当社は、当社が別に定める提供区間において当社が別に定める方法により測定した稼働率(1の暦月において、その暦月の利用可能総時間から、契約者の責めによらない理由により、そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービス(当社が別に定めるものとします。)を全く利用できない状態(そのKDDI Area Ethernet (CTC) 契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この欄において同じとします。)が生じた場合の時間を除く時間を、その暦月の利用可能総時間で除した割合をいいます。以下同じとします。)について、その稼働率が99.9%を下回った場合は、そのKDDI Area Ethernet (CTC) サービスに係る料金(以下この表において「稼働率返還料金額」といいます。)を返還します。
- イ アの規定する稼働率返還料金額は、1の暦月における2(料金額)に規定する回線使用料(この表の(1)欄から(4)欄までの適用又は料金表通則の2の規定による場合(第35条(料金の支払義務)第2項第2号の規定に係るものを除きます。)は、適用した後の額とします。)に、次表に規定する料金返還率を乗じて得た額とします。

稼働率	料金返還率
99.8%以上99.99%未満	1 %
98.0%以上99.8%未満	3 %
95.0%以上98.0%未満	5 %
90.0%以上95.0%未満	10%
90.0%未満	20%

ウ この表の(5) 欄から(7) 欄までの規定による料金の返還のいずれかを1の暦月に同時に行う場合は、当社は、故障回復時間返還料金額、遅延時間返還料金額及び稼働率返還料金額の合計額を返還します。

ただし、その合計額が故障回復時間返還上限額を超える場合は、当社は、故障回復時間返還上限額を返還します。

(8) 第1種ア クセス回線の 終端が区域外 にある場合の 加算額の適用

- ア その第1種アクセス回線が収容されているKDDI Area Ether net (CTC) サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱 (第1種アクセス回線の終端に最も近い距離にある電柱 (ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について、区域外線路の加算額を適用します。
- イ 加入区域の設定・変更、アクセス回線の移転等により区域 外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。
- ウ そのアクセス回線が異経路((9)の「異経路の線路」の部分に限ります。)によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。

(9) 異経路に

ア 第1種アクセス回線の終端が直接収容されているKDDI Area

よる第1種ア	Ethernet (CTC) サービス取扱局の収容区域を超える地点か
クセス回線の	ら引込柱までの線路(以下「異経路の線路」といいます。)
加算額の適用	について、異経路の線路の加算額を適用します。
	イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過し
	たときは、再算定します。
(10) 特別電気	契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場
通信設備の加	合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。
算額の適用	
(11) 回線終端	当社が回線終端装置を提供した場合に、回線終端装置の加算額
装置の加算額	を適用します。
の適用	
(12) 配線設備	ア 当社は第1種アクセス回線の終端毎に配線設備に係る加算
の加算額の適	額を適用します。
用	イ 当社は第1種異収容アクセス回線の終端に係る電気通信設
	備毎に、配線設備に係る加算額を適用します。
(13) 付加機能	当社が付加機能を提供した場合に、付加機能使用料を適用しま
使用料の適用	す。
(14) 復旧等に	故障又は滅失したアクセス回線の修理又は復旧をする場合に一
伴いアクセス	時的にその経路を変更した場合の回線使用料(区域外線路に関
回線の経路を	する加算額を含みます。)は、そのアクセス回線を変更前の経
変更した場合	路において修理又は復旧したものとみなして適用します。
の料金の適用	
伴いアクセス 回線の経路を 変更した場合	時的にその経路を変更した場合の回線使用料 (区域外線路に関する加算額を含みます。) は、そのアクセス回線を変更前の経

2 料金額

2-1 回線使用料

(1) プラン1に係るもの

① クラス1のもの

1のKDDI Area Ethernet (CTC) 契約ごとに月額

	1のKDDI Area Ethernet (CTC) 契約ごとに月額			
区	分	料金額(税抜価	格(税込価格))	
上限 伝送 速度	最低伝 送速度	第1種アクセス回線に係る もの	第2種アクセス回線に係るも の	
10Mb/s	1Mb/s	46,000円	30,000円	
		(50,600円)	(33,000円)	
	2Mb/s	71,000円	55,000円	
		(78, 100円)	(60, 500円)	
	3Mb/s	96,000円	80,000円	
		(105, 600円)	(88,000円)	
	5Mb/s	146, 000円	130, 000円	
		(160, 600円)	(143, 000円)	
	10Mb/s	196, 000円	180, 000円	
		(215, 600円)	(198, 000円)	
100Mb/	1Mb/s	66,000円	50,000円	
S		(72, 600円)	(55, 000円)	
	2Mb/s	91,000円	75,000円	
		(100, 100円)	(82, 500円)	
	3Mb/s	116,000円	100, 000円	
		(127, 600円)	(110,000円)	
	5Mb/s	166,000円	150,000円	
		(182,600円)	(165,000円)	
	10Mb/s	216,000円	200,000円	
	00111 /	(237, 600円)	(220,000円)	
	20Mb/s	256,000円	240,000円	
	00111 /	(281,600円)	(264,000円)	
	30Mb/s	316,000円	300,000円	
	FOM: /-	(347, 600円)	(330,000円)	
	50Mb/s	433,000円	417,000円	
	100Mb /-	(476, 300円)	(458, 700円)	
	100Mb/s	633,000円	617,000円	
16h /c	10Mb /a	(696, 300円) 260, 000円	(678, 700円)	
1Gb/s	10Mb/s	(286,000円)	244, 000円 (268, 400円)	
	20Mb/s	300,000円	284, 000円	
	ZUMD/ 5	(330,000年)	(312, 400円)	
	30Mb/s	360,000円	344,000円	
	JOHID/ S	(396, 000円)	(378, 400円)	
<u> </u>		(030,000円)	(070, 400 🗇)	

50Mb/s	480, 000円	464, 000円
	(528,000円)	(510, 400円)
100Mb/s	680, 000円	664, 000円
	(748, 000円)	(730, 400円)
200Mb/s	1, 080, 000円	1, 064, 000円
	(1, 188, 000円)	(1, 170, 400円)
300Mb/s	1, 280, 000円	1, 264, 000円
	(1,408,000円)	(1, 390, 400円)
500Mb/s	1, 880, 000円	1, 864, 000円
	(2,068,000円)	(2,050,400円)

②クラス2のもの

1のKDDI Area Ethernet (CTC) 契約ごとに月額

区		料金額(税抜価格(税込価格))			
上限 伝送 速度	最低伝 送速度	第1種アクセス回線に係る もの	第2種アクセス回線に係るも の		
10Mb/s	1Mb/s	51,000円	35,000円		
		(56, 100円)	(38, 500円)		
	2Mb/s	76,000円	60,000円		
		(83, 600円)	(66,000円)		
	3Mb/s	101,000円	85,000円		
		(111, 100円)	(93, 500円)		
	5Mb/s	151,000円	135, 000円		
		(166, 100円)	(148, 500円)		
	10Mb/s	201, 000円	185, 000円		
		(221, 100円)	(203, 500円)		
100Mb/	1Mb/s	71,000円	55,000円		
S		(78, 100円)	(60, 500円)		
	2Mb/s	96,000円	80,000円		
		(105, 600円)	(88,000円)		
	3Mb/s	121,000円	105, 000円		
		(133, 100円)	(115, 500円)		
	5Mb/s	171,000円	155, 000円		
		(188, 100円)	(170, 500円)		
	10Mb/s	221,000円	205, 000円		
		(243, 100円)	(225, 500円)		
	20Mb/s	261,000円	245, 000円		
		(287, 100円)	(269, 500円)		
	30Mb/s	321,000円	305, 000円		
		(353, 100円)	(335, 500円)		
	50Mb/s	438, 000円	422, 000円		
		(481,800円)	(464, 200円)		

	100Mb/s	638, 000円	622, 000円
		(701,800円)	(684, 200円)
1Gb/s	10Mb/s	265, 000円	249, 000円
		(291,500円)	(273, 900円)
	20Mb/s	305, 000円	289, 000円
		(335,500円)	(317, 900円)
	30Mb/s	365, 000円	349, 000円
		(401,500円)	(383, 900円)
	50Mb/s	485,000円	469, 000円
		(533,500円)	(515, 900円)
	100Mb/s	685,000円	669, 000円
		(753,500円)	(735, 900円)
	200Mb/s	1, 085, 000円	1, 069, 000円
		(1, 193, 500円)	(1, 175, 900円)
	300Mb/s	1, 285, 000円	1, 269, 000円
		(1,413,500円)	(1, 395, 900円)
	500Mb/s	1,885,000円	1, 869, 000円
		(2,073,500円)	(2,055,900円)

(2) プラン2に係るもの①クラス1のもの

1のKDDI Area Ethernet (CTC) 契約ごとに月額

TOMODI Area Lilleriet (OTO) 夫がことに月蝕				
区	分	料金額(税抜価格(税込価格))		
上限伝 送速 度	最低伝送 速度	第1種アクセス回線に係るも の	第2種アクセス回線に係るもの	
10Mb/s	1Mb/s	66,000円	50,000円	
		(72,600円)	(55,000円)	
	2Mb/s	101, 000円	85,000円	
		(111, 100円)	(93, 500円)	
	3Mb/s	136, 000円	120, 000円	
		(149, 600円)	(132,000円)	
	5Mb/s	206, 000円	190, 000円	
		(226, 600円)	(209,000円)	
	10Mb/s	276, 000円	260, 000円	
		(303, 600円)	(286,000円)	
100Mb/	1Mb/s	94, 000円	78,000円	
S		(103, 400円)	(85, 800円)	
	2Mb/s	129, 000円	113, 000円	
		(141,900円)	(124, 300円)	
	3Mb/s	164, 000円	148, 000円	
		(180, 400円)	(162,800円)	
	5Mb/s	234, 000円	218, 000円	
		(257, 400円)	(239, 800円)	

	10Mb/s	304, 000円	288, 000円
		(334, 400円)	(316,800円)
	20Mb/s	360, 000円	344, 000円
		(396,000円)	(378, 400円)
	30Mb/s 444,000円		428, 000円
		(488, 400円)	(470,800円)
	50Mb/s	609, 000円	593, 000円
		(669, 900円)	(652, 300円)
	100Mb/s	889, 000円	873, 000円
		(977, 900円)	(960,300円)
1Gb/s	10Mb/s	388, 000円	372,000円
		(426, 800円)	(409, 200円)
	20Mb/s	444, 000円	428, 000円
		(488, 400円)	(470,800円)
	30Mb/s	528, 000円	512,000円
		(580, 800円)	(563, 200円)
	50Mb/s	696, 000円	680,000円
		(765, 600円)	(748,000円)
	100Mb/s	976, 000円	960, 000円
		(1,073,600円)	(1,056,000円)
	200Mb/s	1, 536, 000円	1, 520, 000円
		(1,689,600円)	(1,672,000円)
	300Mb/s	1, 816, 000円	1, 800, 000円
		(1,997,600円)	(1,980,000円)
	500Mb/s	2, 656, 000円	2, 640, 000円
		(2, 921, 600円)	(2,904,000円)

②クラス2のもの

1のKDDI Area Ethernet (CTC) 契約ごとに月額

区	分	料金額(税抜価格(税込価格))		
上限伝 送速度	最低伝送 速度	第1種アクセス回線に係るも の	第2種アクセス回線に係るもの	
10Mb/s	1Mb/s	71,000円	55,000円	
		(78, 100円)	(60, 500円)	
	2Mb/s	106, 000円	90,000円	
		(116, 600円)	(99,000円)	
	3Mb/s	141,000円 12		
		(155, 100円)	(137, 500円)	
	5Mb/s	211,000円	195, 000円	
		(232, 100円)	(214, 500円)	
	10Mb/s	281,000円 26		
		(309, 100円)	(291, 500円)	
100Mb/	1Mb/s	99,000円 83,000F		
S		(108, 900円)	(91, 300円)	

	2Mb/s	134,000円	118, 000円
		(147, 400円)	(129, 800円)
	3Mb/s	169, 000円	153, 000円
		(185, 900円)	(168, 300円)
	5Mb/s	239, 000円	223, 000円
		(262, 900円)	(245, 300円)
	10Mb/s	309, 000円	293, 000円
		(339, 900円)	(322, 300円)
	20Mb/s	365, 000円	349, 000円
		(401,500円)	(383, 900円)
	30Mb/s	449, 000円	433, 000円
		(493, 900円)	(476, 300円)
	50Mb/s	614, 000円	598, 000円
		(675, 400円)	(657, 800円)
	100Mb/s	894, 000円	878, 000円
		(983, 400円)	(965, 800円)
1Gb/s	10Mb/s	393, 000円	377, 000円
		(432, 300円)	(414, 700円)
	20Mb/s	449, 000円	433, 000円
		(493, 900円)	(476, 300円)
	30Mb/s	533, 000円	517, 000円
		(586, 300円)	(568, 700円)
	50Mb/s	701, 000円	685, 000円
		(771, 100円)	(753, 500円)
	100Mb/s	981, 000円	965, 000円
		(1,079,100円)	(1,061,500円)
	200Mb/s	1, 541, 000円	1, 525, 000円
		(1, 695, 100円)	(1, 677, 500円)
	300Mb/s	1, 821, 000円	1, 805, 000円
		(2, 003, 100円)	(1, 985, 500円)
	500Mb/s	2, 661, 000円	2, 645, 000円
		(2, 927, 100円)	(2,909,500円)

2-2 加算額

月 額

料金種別		区 分	単位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
ア 区域外線 路使用料		光配線の場合	区域外線 路100mま	1,000円 (1,100円)
四 医			でごとに	(1, 100[])
イ 異経路の 線路				別に算定 する実費
ウ 特別電気 通信設備使 用料				別に算定 する実費
工 回線終端 装置使用料	第1種アクセ ス回線の場 合	下記以外のもの	1台ごと	2, 000円 (2, 200円)
		上限伝送速度100Mb/s最低 伝送速度50Mb/s又は上限 伝送速度100Mb/s最低伝送 速度100Mb/sのもの	1台ごと	5, 000円 (5, 500円)
		上限伝送速度1Gb/sのもの	1台ごと	60,000円 (66,000円)
才 配線設備 使用料	第1種アクセス回線の場合		1配線ご とに	2, 000円 (2, 200円)

2-3 付加機能使用料

	1	区	分	単位	料金額 (税抜価格 (税込価格))
優先制御機	が。 者が 従っ	ふくそうした があらかじめ	容網において、通信 場合において、契約 指定した優先順位に ネットフレームを破	1のアクセス回線ごとに	2,500円 (2,750円)
能	備考	請求があ (2) 優先順	ったときに限り、本機	能に関するその他の提供条件	

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適 用

工事費の適用については、第36条 (工事費の支払い義務) の規定によるほか、次の通りとします。

りとしまり。		
区分		内容
(1) 工事費の適	ア 工事費は、工事	を要することとなるアクセス回線等、配線設備、
用	付加機能及びKDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱局において	
	、1の工事ごとに	適用します。
(2) 移転の場合	移転の場合の工事費	費は、移転先の取付けに関する工事について適用
の工事費の適	します。	
用		
(3) 工事の適用	工事の区分は次のと	とおりとします。
区分	工事の区分	適用
	(7) 配線設備に	第1種アクセス回線の設置、変更、移転又は
	係る工事	取替の場合に適用します。
	(イ) 端末設備に	端末設備の設置、変更、移転又は取替の場合
	係る工事	に適用します。
	(ウ) 回線設定等	契約者回線の設置、品目等の変更又は移転の
	に係る工事	際に、KDDI Area Ethernet (CTC) サービス取
		扱局の交換機及び主配線盤等において工事を
		要する場合に適用します。
	(エ) 第2種アク	第2種アクセス回線設置、変更、移転又は取
	セス回線に係	替の場合に適用します。
	る工事	
	(オ)利用の一時	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断、
	中断等に係る	利用休止又は再利用を行う場合に適用します
	工事	0
	(カ)付加機能に	付加機能の利用開始又は変更を行う場合に適
	係る工事	用します。
	1	-

2 工事費の額

			工事費の額
エ 事 の) 種 類	単位	(税抜価格
		(税込価格))	
配線設備に係る工事		1の工事ご	12,000円
		とに	(13, 200円)
端末設備に係る工事	100Mb/sまでのもの	1の工事ご	8,000円
		とに	(8,800円)
	200Mb/sから1Gb/sのも	1の工事ご	20,000円
	0	とに	(22.000円)
回線設定等に係る工事		1の工事ご	5, 500円
		とに	(6,050円)
回線接続等に係る工事	1の工事ご	2, 500円	
	とに	(2,750円)	
第2種アクセス回線に係る	1の工事ご	10,000円	
	とに	(11,000円)	
利用の一時中断に係るエ	1の工事ご	5,000円	
	とに	(5,500円)	
優先制御機能		1の工事ご	5, 500円
		とに	(6,050円)

備考 上記の工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、 実費を支払っていただきます。

第2 線路設置費

1 適 用

線路設置費の適用については、第37条 (線路設置費の支払義務) の規定によるほか、次のとおりとします。

区分		 为	
(1) 線路設置費の			 による設備費の支払い
適用)について適用します
1 20 / 17	と女りのこととも	よる印力で味っより。	/ について適用しより
	。 投転後の笠1番	フカトス同類の奴隷よ	が区域外となる場合で
			使用するときは、その
		以外線路の部分に限り	線路設置費を適用しま
(A) (A) [B] = [B] = [B] = [B]	す。	um	
(2) 線路設置費の			気通信サービスに係る
差額負担		- 1 - 1 - 1 - 1 - 1	Area Ethernet (CTC
		て、その場所でKDDI A	·
		を受ける場合の線路設	置費の額は、次のとお
	りとします。		
	ただし、区域を	ト線路の新設の工事を	要するときは、この差
	額負担の規定は通	適用 <u>しません。</u>	, ,
	新たに提供を	解除する電気	線路設置費の
	受けるKDDI A	通信サービス	額(残額があ
	rea Ethernet	に係る契約を	るときに限り
	(CTC) サー	- 新たに締結し	= ます。)
	ビスの線路設	たものとみな	
	置費の額	した場合の線	
		路設置費の額	
	イ KDDI Area Eth	ernet (CTC) サービス	スの品目等の変更の場
	合の線路設置費の	D額は、次のとおりと	します。
	変更後の第1	変更前の第1種	線路設置費の
	種アクセス回	アクセス回線	額(残額があ
	線を新設する	- を新設すると	= るときに限り
	ときの線路設	きの線路設置	ます。)
	置費の額	費の額	

2 線路設置費の額

1の第1種アクセス回線等につき区域外線路100mまでごとに

IZ	分	線路設置費の額(税抜価格(税込価格))	
×	ת	光配線の場合	
線路設置費		88,000円	
		(96, 800円)	

第3 設備費

1 適 用

設備費の適用については、第38条(設備費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりと します。

区	分	内容	
設備費の	適用	設備費は、次の設備について適用します。	
		ア 異経路の線路の部分	
		イ 特別な電気通信設備の部分	

2 設備費の額

設備費の額別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するKDDI Area Ethernet (CTC) サービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記12(支払証明書の発行)の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内容	
(1) 支払証明書の発行	契約者は、2 (料金額)の規定にかかわらず、当社が別に定	
手数料の適用	める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行っ	
	た場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しませ	
	$harpha_{\circ}$	

2 料金額

区 分	単 位	料金額
		(税抜価格(税込価格))
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回	400円
	ごとに	(440円)

備考

1 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。

別表 基本的な技術的事項

KDDI Area Ethernet (CTC) サービスに係るアクセス回線に関するもの

品目	物理的条件	相互接続回路
上限伝送速度		
10Mb/s	8 ピンモジュラーコネクタ	IEEE802.3 10BASE-T準拠
100Mb/s	(ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠
1Gb/s	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC規格 61754-20準拠) GI形光ファイバーケーブル(JIS 規格C6832のSGI-50/125及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠
	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC規格 61754-20準拠) SM形光ファイバーケーブル (JIS規格 C6835のSSMA-10/ 125準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
	8 ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠

附 則

(実施期日)

1 この約款は、平成19年7月2日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記12の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。

(経過措置)

- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金 その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和2年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和3年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

この改正規定は、令和4年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、令和6年2月1日から実施します。